

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

平成27年4月1日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴い、不当な取引制限等に係る損害賠償の予約条項の改正を行います。

平成27年4月1日以降に締結する契約において、改正前の契約書で契約締結している場合にあっては、次のとおり、条項を読み替えるものとします。

改正後	現 行
<p>(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)</p> <p>第〇条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の請負代金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。</p> <p>(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令、<u>独占禁止法第62条第1項</u>に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）を受け、これらが確定した（確定した納付命令が<u>独占禁止法第63条第2項</u>に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）とき。</p> <p>(2)-(4) （現行のとおり）</p>	<p>(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)</p> <p>第〇条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の請負代金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。</p> <p>(1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令、<u>独占禁止法第50条第1項</u>に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）<u>又は独占禁止法第66条第4項の審決をいう。以下同じ。</u>）を受け、これらが確定した（確定した納付命令が<u>独占禁止法第51条第2項</u>に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）とき。</p> <p>(2)-(4) （省 略）</p>

※条文番号については、対応する契約書により異なります。